

# 農地法第3条関係審査基準

制定：平成26年 7月 1日（施行：平成26年 7月 1日）  
改正：平成27年 6月 10日（施行：平成27年 6月 10日）  
改正：平成28年 4月 1日（施行：平成28年 4月 1日）  
改正：令和 5年 4月 1日（施行：令和 5年 4月 1日）

津山市農業委員会

# 農地法第3条関係審査基準

制 定：平成26年 7月 1日（施 行：平成26年 7月 1日）

改 正：平成27年 6月 10日（施 行：平成27年 6月 10日）

改 正：平成28年 4月 1日（施 行：平成28年 4月 1日）

改 正：令和 5年 4月 1日（施 行：令和 5年 4月 1日）

## 目 次

1 農地等の用語の定義	1
2 法第3条第2項各号の審査基準	1
(1) 不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止（第1号）	1
(2) 農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止（第2号）	3
(3) 農作業に常時従事しない場合の権利取得の禁止（第4号）	3
(4) 農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地又は 採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ず るおそれがある場合の権利取得の禁止（第6号）	3
3 法第3条第2項ただし書の審査基準	4
4 法第3条第3項の審査基準	5
5 審査にあたって留意する事項	5
6 農地所有適格法人の判断基準（法第2条第3項）	6
7 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し等の審査基準（法第3条の2）	7
8 農地又は採草放牧地についての権利取得の届出（法第3条の3）	8
附 則	9

## 農地法第3条関係審査基準

農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第3条関係の審査を進めるにあたっては、法令の定めによるほか、次によるものとする。

### 1 農地等の用語の定義

(1) 法第2条の「農地」及び「採草放牧地」とは、次の①及び②に掲げるものをいうものであり、これらに該当しない土地を農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）として取り扱ってはならない。

① 「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。この場合、「耕作」とは土地に労費を加え肥培管理を行って作物を栽培することをいい、「耕作の目的に供される土地」には、現に耕作されている土地のほか、現在は耕作されていなくても耕作しようとなればいつでも耕作できるような、すなわち、客観的に見てその現状が耕作の目的に供されるものと認められる土地（休耕地、不耕作地等）も含まれる。

② 「採草放牧地」とは、農地以外の土地で耕作又は養畜のため採草又は家畜の放牧の目的に主として供される土地をいう。林木育成の目的に供されている土地が併せて採草放牧地の目的に供されており、そのいずれが主であるかの判定が困難な場合には、樹冠の疎密度が0.3以下の土地は主として採草放牧の目的に供されていると判断する。

なお、農地等に該当するかの判断に当たっては、その土地の現況によって判断するのであって、土地の登記簿の地目によって判断してはならない。

(2) 「耕作又は養畜の事業」とは、耕作又は養畜の行為が反覆継続的に行われることをいい、必ずしも営利の目的であることを要しない。

(3) 「農地所有適格法人」とは、法第2条第3項の規定によるもので、6の「農地所有適格法人の判断基準」に適合するものをいう。

### 2 法第3条第2項各号の審査基準

(1) 不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止（法第3条第2項第1号）

① 「耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地」とは、法第3条第1項の許可の申請に係る農地等及び当該農地等について同条第2項第1号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等（以下「権利取得者等」という。）が既に同号に掲げる権利を有している農地等をいう。

この場合において、権利取得者等が既に所有し、又は使用及び収益を目的とする権利を有している農地等であって、他の者に使用及び収益を目的とする権利を設定しているものは、第一義的には、当該他の者が耕作又は養畜の事業に供すべきものであるため、当該権利取得者等が「耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地」に含まれない。

ただし、農地が適切に耕作されていない、農地の賃借料の滞納が継続しているその他の事情により、権利取得者等が、他の者に使用及び収益を目的とする権利が設定されている農地等の返還を受けて、自ら耕作又は養畜の事業に供することにつき支障がないにもかかわらず、貸し付けたまま、他の農地等について法第3条第2項第1号に掲げる権利を取得しようとするときは、「すべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行う」とは認められないもの

とする。

また、民法第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定されている農地等は、これらの権利が耕作又は養畜の事業に供することを目的として設定されるものではないため、当該農地等について正当な権原に基づき耕作又は養畜の事業に供することができる者及びその世帯員等が「耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地」に含まれる。

なお、法第51条第1項各号に該当する者（以下「違反転用者等」という。）、法第32条第1項各号に該当する農地（以下「耕作放棄地等」という。）の所有者並びにその農地について使用及び収益をする者については、耕作又は養畜の事業に供すべき農地等のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うとは認められない。

- ② 「効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行う」と認められるかについては、近傍の自然的条件及び利用上の条件が類似している農地等の生産性と比較して判断する。

この場合において、権利取得者等の経営規模、作付作目等を踏まえ、次のアからエまでに掲げる要素等を総合的に勘案する。

#### ア 機 械

権利取得者等が所有している機械のみならず、リース契約により確保されているものや、今後確保すると見込まれるものも含む。

#### イ 労 働 力

農作業等に従事する権利取得者等の人数のみではなく、雇用によるものや、今後確保すると見込まれるものも含む。

#### ウ 技 術

権利取得者等に限らず、農作業等に従事する者の技術をいう。なお、農作業の一部を外部に委託する場合には、権利取得者等に加え、委託先の農作業に関する技術も勘案する。

#### エ 通 作 距 離

耕作又は養畜の事業を行う個人にあっては、住所又は権利取得しようとする農地等で耕作又は養畜の事業を行うための拠点となる事務所又は施設等（法人にあっては、権利を取得しようとする農地等で耕作又は養畜の事業を行うための拠点となる事務所又は施設等）から、権利を取得しようとする農地等までの距離は40キロメートル以内を目安とする。

ただし、当該農地等までの距離が40キロメートルを超える場合であっても、労働力の確保の状況等を総合的に判断して効率的な利用が可能と認められる場合はこの限りでない。

なお、権利取得者等が許可の申請の際現に使用及び収益を目的とする権利を有している農地等のうちに、生産性が著しく低いもの、地勢等の地理的条件が悪いものその他のその地域における標準的な農業経営を行う者が耕作又は養畜の事業に供する事が困難なものが含まれている場合には、今後の耕作に向けて草刈り、耕起等当該農地等を常に耕作し得る状態に保つ行為が行われていれば、当該農地等については、耕作放棄地等には該当せず、当該農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行っていると認められるものとする。

- ③ 農地法施行令（昭和27年政令第445号。以下「令」という。）第2条第2項の判断においては、所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者に対し、所有権の取得の意向を確認すること。また、同項中「許可の申請の時における所有権を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等」には、今後確保する見込みの機械、労働力等は含まれず、許可の申請の時に現に所

有等しているものから判断するものとする。

なお、その農地等の所有権を取得しようとする者又はその世帯員等が自らの耕作又は養畜の事業に供することが可能となる時期が、許可の申請の時から1年以上先である場合には原則として所有権の取得を認めないものとする。

ただし、農地所有適格法人に使用及び収益を目的とする権利が設定されている農地等について、当該法人の構成員にその所有権を移転しようとする場合にあっては、当該法人が引き続き当該農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められるときに限り、当該構成員が自らの耕作又は養畜の事業に供することが可能となる時期に関わらず、所有権の取得を認めることができるものとする。

(2) 農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止（法第3条第2項第2号）

① 農地等について法第3条第2項第1号に掲げる権利を取得しようとする法人が許可の申請の時点に農地所有適格法人要件を満たしていても、農地等の権利の取得後に要件を満たし得ないと認められる場合には、許可することができないものとする。

この場合において、例えば、その他事業の種類や規模等からみて、その他事業の売上高見込みが不当に低く評価されていると認められるなど、事業計画が不適切と認められる場合には、その法人に書類の補正等を行わせ、信頼性のある計画に改めさせる等の指導を行い、厳格に審査を行うものとする。

なお、法第2条第3項第1号の「法人の主たる事業が農業」であるか否かの判断については、従前の事業の状況と併せ、その農地等を耕作又は養畜の事業の用に供することとなる日を含む事業年度以降の3箇年の農業の売上高が、当該3箇年における法人の事業全体の売上高の過半を占めるかについても勘案して総合的に判断するものとする。

② 法人の設立手続中に農地等の現物出資を受ける場合には、当該法人が法第3条第1項の許可を得ることが必要であるが、その場合には、その設立しようとする法人が農地所有適格法人要件を満たし得ると認められ、かつ、定款を作成している場合には、設立登記前であっても、農地所有適格法人として取り扱うものとする。

なお、この場合の許可申請書には、定款に定めがあるか、又は株主総会若しくは社員総会で選任された理事、取締役その他の代表者の署名を求めるものとする。

(3) 農作業に常時従事しない場合の権利取得の禁止（法第3条第2項第4号）

① 「耕作又は養畜の事業に必要な農作業」とは、当該地域における農業経営の実態からみて通常農業経営を行う者が自ら従事すると認められる農作業をいう。したがって、当該地域において農業協同組合その他の共同組織が主体となって処理することが一般的となっている農作業はこれに含まれないものとする。

② 権利取得者等の農地等についての法第3条第2項第1号に掲げる権利の取得後におけるその経営に係る農作業に従事する日数が年間150日以上である場合には「農作業に常時従事する」と認めるものとする。

また、当該農作業に要する日数が年間150日未満である場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り権利取得者等が当該農作業に従事していれば、「農作業に常時従事する」と認めるものとする。

このことは、当該農作業を短期間に集中的に処理しなければならない時期において不足する労働力を権利取得者等以外の者に依存していても同様である。

(4) 農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上

の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがある場合の権利取得の禁止（法第3条第2項第6号）

- ① 「周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合」とは、例えば次のアからオまでのようないふたつの場合である。
- ア 既に集落営農や経営体により農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得
- イ 地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、この水利調整に参加しない営農が行われることにより、他の農業者の農業水利が阻害されるような権利取得
- ウ 無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培の取組が行われている地域で、農薬使用による栽培が行われることにより、地域でこれまで行われていた無農薬栽培等が事实上困難になるような権利取得
- エ 集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれのある権利取得
- オ 地域の実勢の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺の地域における農地の一般的な借賃の著しい引上げをもたらすおそれのある権利取得等のほか、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第1項の規定により定められた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想等の実現に支障を生ずるおそれがある権利取得
- ② 許可の判断をするに当たっては、現地調査を行うこととし、その際に留意すべき点は次のアからウまでに掲げるとおりである。
- ア 法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けようとする法人等による農地等についての権利取得だけでなく、法第3条第1項の許可の申請がなされたすべての事実について調査を要する。
- イ 法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けようとする法人等による農地等についての権利取得、農地等についての所有権の取得、通常取引されていない規模のまとまりのある農地等についての権利取得等については、特に厳格に調査を行うものとする。
- ウ ①に例示する不許可相当の例を念頭におき、申請に係る農地等の周辺の農地等の権利関係等許可の判断をするに当たって必要な情報を把握したうえで、現地調査を実施するものとする。

### 3 法第3条第2項ただし書の審査基準

法第3条第1項の許可は、前記2に該当する場合であっても、次の(1)及び(2)のいずれかに該当するときは許可することができる。

#### (1) 区分地上権等の設定等がされるとき。

民法（明治29年法律第89号）第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利の設定又は移転については、その権利の設定又は移転を認めてその権利の設定又は移転に係る農地等及びその周辺の農地等に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ、その権利の設定又は移転に係る農地又は採草放牧地をその権利の設定又は移転に係る目

的に供する行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとする。

(2) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下「農協等」という。）が農地等の所有者から同項の委託を受けることにより法第3条第2項第1号に掲げる権利を取得する場合及び農業協同組合法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農協等が使用貸借による権利又は賃借権を取得する場合。ただし、上記の場合であっても、農協等がその申請に係る農地等について農業経営を適切に行うと認められない場合には、許可しないものとする。

#### 4 法第3条第3項の審査基準

(1) 法第3条第3項第2号の「適切な役割分担の下に」とは、例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等をいう。これらを担保するため、農地等について使用貸借権又は賃借権を取得しようとする者に対して、確約書の提出、又は市長若しくは農業委員会との協定の締結を求めるものとする。

また、「継続的かつ安定的に農業経営を行う」とは、機械や労働力の確保状況等からみて、農業経営を長期的に継続して行う見込みがあることをいう。

(2) 法第3条第3項第3号の「業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人（以下「業務執行役員等」という。）のうち、1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる」とは、業務執行役員等のうち一人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業（農作業、営農計画の作成、マーケティング等を含む。）の担当者として、農業経営に責任をもって対応できるものであることが担保されていることをいう。

また、「業務を執行する役員」とは、会社法（平成17年法律第86号）上の取締役のほか、理事、執行役、支店長等の役職名であって、実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任を持って対応できる者をいい、「農林水産省令で定める使用人」とは、その法人の使用人であって、支店長、農場長、農業部門の部長その他いかなる名称であるかを問わず、その法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有し、地域との調整役として責任をもって対応できる者をいう。

権限及び責任を有するか否かの確認は、定款、法人の登記事項証明書、当該法人の代表者が発行する証明書等で行う。

#### 5 審査にあたって留意する事項

##### (1) 短期所有に係る農地又は採草放牧地

法第3条第1項の許可を受けて取得した農地等については、取得後1年を超えており、かつ、取得後1作以上営農していること。ただし、次の①から④までのいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- ① 当該農地等に係る現在の権利の設定又は移転が世帯員等相互間で行われたものであり、当該農地等において同一の世帯員等による1年、かつ、1作以上の営農がおこなわれていたと認められる場合
- ② 当該申請が世帯員等相互間におけるものであった場合
- ③ 新たな権利取得原因が交換によるものであり、かつ、その交換の結果双方の営農条件

が向上すると認められる場合（相互に権利設定をする場合を含む。）

- ④ その他特段の事情があり、真にやむを得ないと認められる場合

## 6 農地所有適格法人の判断基準（法第2条第3項）

(1) 法第2条第3項に規定する株式会社にあっては、その発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定款の定め（以下、「株式譲渡制限」という。）を設けている場合に限り、認めるものである。例えば、譲受人が従業員以外の者である場合に限り承認を要する等の限定的な株式譲渡制限は、これに当たらない。

(2) 法第2条第3項第1号の「主たる事業が農業」であるかの判断は、その判断の日を含む事業年度前の直近する3箇年（異常気象等により、農業の売上高が著しく低下した年が含まれている場合には、当該年を除いた直近する3箇年）におけるその農業に係る売上高が、当該3箇年における法人の事業全体の売上高の過半を占めているかによるものとする。なお、新規就農をする場合（定款等の変更によるものを含む）においては、今後3箇年の売上高の見込みによるものとする。

また、同号中の「その行う農業に関連する事業」に該当するかは、当該事業が法人が生産した農畜産物の付加価値の向上、通年の安定した雇用など当該法人の行う農業生産の安定発展に役立つものであるか否かにより判断するものとする。

なお、同号中の「農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工」とは、例えば、りんごを生産する法人が、自己の生産したりんごに加え、他から購入したりんごを原料として、りんごジュースの製造を行う場合、野菜を生産する法人が、料理の提供、弁当の販売もしくは宅配又は給食の実施のため、自己の生産した野菜に加え、他から購入した米、豚肉、魚等を材料として使用して製造又は加工を行う場合等である。

(3) 法第2条第3項第1号中「その他農林水産省令で定めるもの」として農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号。以下「規則」という。）第2条各号で規定するものについての判断基準は、次の①から④に掲げるとおりとする。

- ① 「農畜産物の貯蔵、運搬又は販売（規則第2条第1号）」とは、例えば、りんごの生産を行う法人が、自己の生産したりんごに加え、他の農家等が生産したりんごの貯蔵、運搬又は販売を行う場合等である。
- ② 「農業生産に必要な資材の製造（規則第2条第2号）」とは、例えば、法人が自己の農業生産に使用する飼料に加え、他の農家等への販売を目的とした飼料の製造を行う場合等である。
- ③ 「農作業の受託（規則第2条第3号）」とは、例えば、水稻作を行う法人が自己の水稻の刈取りに加え、他の農家等の水稻の刈取りの作業の受託を行う場合等である。
- ④ 「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項に規定する農村滞在型余暇活動に利用されることを目的とする施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供（規則第2条第4号）」とは、観光農園や市民農園（農園利用方式によるものに限る。）等、主として都市の住民による農作業の体験のための施設のほか、農作業の体験を行う都市の住民等が宿泊又は休養するための施設、これらの施設内に設置された農畜産物等の販売施設等である。

また、「必要な役務の提供」とは、これらの施設において行われる各種サービスの提供を行うことである。

なお、都市の住民等による農作業は、法人の農業と一時的な関連を有する必要があることから、その法人の農業に必要な農作業について行われる必要がある。

(4) 法第2条第3項第2号本文の議決権の制限は、農業関係者以外の者が議決権の行使により会社の支配権を有することとならないよう措置しているものであり、定款で議決権を認めないと定めた種類株式を制限するものではない。ただし、このような議決権のない株式の所有者であっても、構成員の要件を満たす必要があることに注意し判断すること。

(5) 法第2条第3項第2号イの「移転」には、譲渡のほか出資等が含まれる。

また、「一般承継人」とは、披承継人の権利義務を一括して承継する者で、ここでは相続人及び包括受遺者をいう。また、一般承継人については規則第4条に定めるものに限られ、これらの者は農地等の所有権又は使用収益権を移転した個人と同様に取り扱われる。

(6) 法第2条第3項第2号ロの「個人」には、その法人のために使用収益権を設定した個人及びその使用収益権を設定した農地等を相続又は遺贈により承継した個人が含まれる。ただし、農地等の所有権等を移転した場合とは異なり、一般承継人であってもその使用収益権を設定した農地等を承継した者以外のものは、設定した個人とみなさない。

(7) 法第2条第3項第2号ニの「個人」には、農業経営基盤強化促進法第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構を通じてその法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定した個人及びこれらの権利が設定されている農地等を相続又は遺贈により承継した個人が含まれる（なお、一般承継人については、（5）と同様に取り扱う）。

(8) 法第2条第3項第2号ホの「常時従事する者」の判定基準である規則第9条並びに附録第一及び附録第二の算式に規定する法人の事業に必要な年間総労働日数及び構成員がその法人に年間従事する日数は、過去の実績を基準とし、将来の見込みを勘案して判断する。

なお、常時従事者たる構成員がその法人から脱退した場合であって、その者がその法人に移転した農地等を現物出資の払戻の特約等により農地等がその者に返還されるときは法第3条の許可が必要であることに注意する。

(9) 法第2条第3項第2号ホの「農林水産省令で定めるもの」として定められた、規則第6条の「農産物を生産するために必要となる基幹的な作業」とは、水稻にあっては耕起・代かき、田植及び稻刈り・脱穀の基幹3作業、麦又は大豆にあっては耕起・整地、播種及び収穫、その他の作物にあっては水稻及び麦又は大豆に準じた農作業をいう。

(10) 法第2条第3項第3号中の「理事等の数の過半」とは、理事等の定数の過半ではなく、その実数の過半をいうものとする。

(11) 法第2条第3項第4号中「その法人の行う農業に必要な農作業」とは、耕耘、整地、播種、施肥、病虫害防除、刈取り、水の管理、給餌、敷わらの取換え等耕作又は養畜の事業に直接必要な作業をいい、耕作又は養畜の事業に必要な帳簿の記帳事務、集金等は農作業には含まれないものとする。

## 7 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し等の審査基準（法第3条の2）

(1) 法第3条の2第1項の判断基準

法第3条の2第1項の勧告は、同条第2項第2号の許可取消の前置手続であることから、地域の営農状況等に著しい被害を与えていていることを十分確認した上で行うこととし、勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは必ず法第3条第3項の規定の適用を受けていた同条第1項の許可を取り消さなければならない。

- ① 法第3条の2第1項中の「相当の期限」とは、講すべき措置の内容、生じている支障の除去の緊急性等に照らして、個別具体的に設定されるものであるが、法第3条の2第1項各号の状況を可能な限り速やかに是正するために必要な期限とするものとする。
- ② 法第3条の2第1項第1号に該当する場合とは、2の(5)の法第3条第2項第7号の判断基準に該当する場合であって、例えば、病害虫の温床になっている雑草の刈取りをせず、周辺の作物に著しい被害を与えている場合等をいう。
- ③ 法第3条の2第1項第2号に該当する場合とは、4の(1)に該当しない場合であって、例えば、担当である水路の維持管理の活動に参加せず、その機能を損ない、周辺の農地の水利用に著しい被害を与えている場合等をいう。
- ④ 法第3条の2第1項第3号に該当する場合とは、4の(2)に該当しない場合であって、例えば、法人の農業部門の担当者が不在となり、地域の他の農業者との調整が行われていないために周辺の営農活動に支障が生じている場合等をいう。

#### (2) 法第3条の2第2項の判断基準及び事務処理基準

法第3条の2第2項各号に該当するかの判断に当たっては、法令の定めによるほか、次によるものとする。

- ① 法第3条の2第2項第1号の「農地又は採草放牧地を適正に利用していない」とは、法第4条第1項又は法第5条第1項の規定に違反して使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた農地等を農地等以外のものにしている場合、使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた農地を法第32条第1項第1号に該当するものにしている場合等をいう。
- ② 法第4条第1項又は法第5条第1項の規定に違反して使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた農地等を農地等以外のものにしている場合には、違反を確認次第直ちに使用貸借による権利又は賃借権を設定した者に対し契約の解除を行う意思の確認を行い、契約の解除が行われない場合には、許可の取消しを行うものとする。この場合の手続については、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章の規定により行う。
- ③ 使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた農地を法第32条第1項第1号に該当するものにしている場合には、その状態が確認された時点から速やかに、使用貸借による権利又は賃借権を設定した者に対し契約の解除を行う意思の確認を行い、契約の解除が行われない場合には、許可の取消しを行うものとする。この場合の手続については、行政手続法第3章の規定により行う。

#### (3) 法第3条の2第3項の判断基準及び事務処理基準

「あっせんその他の必要な措置」とは、当該農地等の所有者に対しての当該農地等についての権利の設定等のあっせん等（農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業、農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業の実施等）の働きかけ等をいう。

### 8 農地又は採草放牧地についての権利取得の届出（法第3条の3）

#### (1) 法第3条の3第1項の規定に基づき届け出なければならないこととされている農地等について

ての権利取得は、具体的には、相続（遺産分割及び包括遺贈、相続人に対する特定遺贈を含む。）、法人の合併・分割、時効等による権利取得をいう。

(2) 「遅滞なく」とは、農地等についての権利を取得したことを知った時点からおおむね 10箇月以内の期間とする。

(3) なお、この届出は、法第3条第1項本文に掲げる権利取得の効力を発生させるものではないことに留意するものとする。

例えば、届出をしたことにより時効による権利の取得が認められるというものではない。

#### 附 則

この審査基準は、平成26年 7月 1日から施行する。

#### 附 則

この審査基準は、平成27年 6月 10日から施行する。

#### 附 則

この審査基準は、平成28年 4月 1日から施行する。

#### 附 則

この審査基準は、令和 5年 4月 1日から施行する。